

平成24年第4回平群町議会

臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	平成24年7月27日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	7月27日午前10時02分宣告（第1日）
出 席 議 員	<p>1番 井戸太郎                      2番 戎井政弘  3番 奥田幸男                      4番 森田勝  5番 植田いずみ                    6番 山口昌亮  7番 高幣幸生                      8番 窪和子  9番 山田仁樹                      10番 下中一郎  11番 繁田智子                      12番 馬本隆夫</p>
欠 席 議 員	なし
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	<p>町 長                                  岩崎万勉  副 町 長                              山中淳史  教 育 長                              森井恵治  会 計 管 理 者                        瓜生浩章  理 事                                  岡田仁  総 合 政 策 課 長                    大浦孝夫  総 務 財 政 課 長                    西本勉  税 務 課 長                          経堂裕士  住 民 生 活 課 長                    城光良  健 康 保 険 課 長                    水谷隆英  福 祉 課 長                          塚本敏孝  経 済 建 設 課 長                    植田充彦  監 理 課 長                          上田武司  教 育 委 員 会 総 務 課 長            今村雅勇  上 下 水 道 課 長                    島野千洋</p>
本会議に職務のため出席した者の職氏名	<p>議 会 事 務 局 長                    西脇洋貴  主 幹                                  田中裕美  書 記                                  田中政子</p>
町長提出議案の題目	<p>議案第47号 平成24年度平群町一般会計補正予算（第2号）について  議案第48号 平群町公共下水道11・12号幹線工事の請負契約の締結について</p>
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

会議録署名議員 の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 8番 窪 和子 10番 下 中 一 郎
----------------	---

平成 24 年 第 4 回 ( 7 月 )  
平群町議会臨時会議事日程 ( 第 1 号 )

平成 24 年 7 月 27 日 ( 金 )

午前 10 時開議

- |       |          |                                    |
|-------|----------|------------------------------------|
| 日程第 1 |          | 会議録署名議員の指名について                     |
| 日程第 2 |          | 会期の決定について                          |
| 日程第 3 |          | 諸般の報告                              |
| 日程第 4 | 議案第 47 号 | 平成 24 年度平群町一般会計補正予算 ( 第 2 号 ) について |
| 日程第 5 | 議案第 48 号 | 平群町公共下水道 11・12 号幹線工事の請負契約の締結について   |

開 会 (午前10時02分)

○議 長

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成24年平群町議会第4回臨時会を開会いたします。

町長、開会に当たり、招集のごあいさつをお願いします。はい、町長。

○町 長

皆さん、おはようございます。連日、猛暑日が続いております。今夏は、電力事情により事業所や各家庭におきまして節電要請があり、厳しい夏になっておりますが、各家庭におきましてもさまざまな工夫がなされているというふう

に伺っております。本日は、平成24年第4回平群町議会臨時会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては公私何かと御多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

さて、6月定例議会以降の主な出来事でございますが、6月22日未明からの集中豪雨により、道路などにおきまして相当の土砂災害が発生いたしました。幸い人命への被害はなく、胸をなでおろしておるところでございます。

6月24日には、第6回プリズム健康フェスタを開催し、健康づくりの紹介や体力測定などを行ってまいりました。

7月14日からウォーターパークがオープンいたしまして、平群町の夏の風物詩として、9月2日までの開場期間中には多くの方に御来場いただきますよう、また安全管理に意を払い、運営をいたしておるところでございます。

さて、本議会では、先ほど申し上げました災害発生による災害復旧費を盛り込んだ平成24年度一般会計補正予算と公共下水道工事に伴う請負契約の議決の二つの議案について上程させていただいております。ともに慎重審議いただきまして可決賜りますようお願いいたしまして、冒頭のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○議 長

これより、本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本臨時会の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりです。本日の議事日程の報告を求めます。はい、局長。

○局 長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により8番、窪君、10番、下中君を指名します。本臨時会会期中、どうぞよろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は本日1日と決定いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告を求めます。

7月20日開催の公共交通対策特別委員会の報告を求めます。公共交通対策特別委員長。

○公共交通対策特別委員長（森田 勝）

平成24年7月20日金曜日、午後2時から平成24年度第1回平群町地域公共交通会議の報告について審議いたしました。

以上のとおりでございます。

○議長

7月23日開催の議会改革特別委員会の報告を求めます。議会改革特別委員会委員長。

○議会改革特別委員長（窪 和子）

平成24年7月23日月曜日、午後2時より議会改革特別委員会を開催させていただきました。

案件はインターネットによる議会中継についてであります。

以上でございます。

○議長

以上で諸般の報告は終わります。

日程第4 議案第47号 平成24年度平群町一般会計補正予算（第2号）  
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長

議案第47号 提案理由説明

○議長

本日、経済建設課より災害復旧費の補正にかかわる資料提出がありましたので、資料の説明を求めます。経済建設課長。

○経済建設課長

議案第47号 資料説明

○議長

これより、本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6番

何点かありますが、今の説明についてまず、今回、災害復旧ということで補正されてるんですが、今説明あった上の表の三つまでが国庫補助対象と。で、下は小規模なのでということでしたが、もうちょっと具体的になぜ国庫対象にならないのかというのを、一般論としてでもいいですが、説明していただきたい。

それからですね、歳出のところで、財源としては国・県支出金、国庫支出金ですけど720万3,000円、それから地方債で1,060万円、あと一般財源と、こういうことになるんですが、これはどういう基準において、どのような計算でこのようになるのか。その辺の説明もしていただけますか。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

災害の採択基準を申し上げます。

まず、雨量ですが、これは日中雨量24時間で80ミリ、1時間の時間雨量が20ミリ以上と。それと、工事費につきましては1カ所の工事費が60万以上かつ道路幅が2メートル以上と、こういった基準になってございます。したがって、4番から以降につきましては、例えば、その金額の復旧工事の大きいものにつきましても道路幅が不足している箇所もありまして、そんなことも含めて県の担当課と協議をする中で、最終的に1番から3番についてのみ補助対象で計上するというところでございます。

それと、民地の山腹の崩壊につきましては当然復旧ということは補助対象にならないということですので、そんなことにつきましても、最低限度道路管理者として復旧する、最低限の復旧の措置をさせていただいたということ

でございます。

○議 長

はい、総務財政課長。

○総務財政課長

財源の基準のことでございますが、まず今、先ほども説明させてもらってると思いますけども、今回の補正の内容につきましては、国庫補助の対象復旧事業が1,080万で、その中に占める国庫補助が720万3,000円です。これにつきましては、補助率が66.7%、約3分の2の補助金、国庫補助ということで720万3,000円、残る補助裏を起債で充てるというふうなことで、端数等につきましては9万7,000円の単独費が出るというふうな内容でございます。あとは町単独復旧事業で、今、経済建設課の課長のほうからありましたように、この参考資料で言いますと4番目から11番目の工事につきましては単独事業費ということで、町の一般財源で財源措置するというふうにしております。

○議 長

山口君。

○6 番

だから、今の説明で大体わかりますけど、じゃあ、起債できる条件ってあるわけでしょう。これ、全額起債できて、ただ端数余ったからそれ一般財源で上げてると。要するに、全額起債ができるということですね。で、この起債については当然、別に何も後から国から補正してもらおうとか、そういうことは全くないわけでしょう。完全な借金ということ、そういうことでいいですか。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

起債額全体に対する、これは一たん町のほうで借金になるんですけども、これに対する、例えば交付税措置とかいうふうなことがあるかどうかについては、もう少しちょっと確認させていただきたいと思います。

○議 長

山口君。

○6 番

これ、全額地方債、災害だからこういうことができるということですか。全額地方債が、要するに基本的に全額受けられるというのは。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

これにつきましても、一定起債の申請基準があると思うんですけども、降水量の問題とか工事内容の、いわゆる適債性、起債としての適性があるかどうかというふうになると思うんですけども、そのいずれにおいても対象になるというふうに考えております。

○議長

山口君。

○6番

もう一つ、その駅周との関係で、東小学校前の倉庫の撤去ということで、要するに歳入のほうで、雑入で2,087万5,000円。これは組合のほうから撤去費ということで入ってくるんですが、撤去費というか補償費として入ってくるんですが、一方でそれを撤去するための費用が583万8,000円ですね、そういうことですね。これは、どっかへ建てかえるもんなんですか。建てかえる予定なのか、この倉庫って、今の説明した東小学校前って言ってたけど、どこの倉庫かちょっともう一つはっきりしないんで、その辺も含めて。それで、今何がその倉庫で使われているのか。その辺の説明も含めて、お願いできますか。

○議長

監理課長。

○監理課長

これにつきましてはですね、まず場所なんですけども、東小学校前にコミバスのバス停があると思うんですけども、その横にですね、東西に伸びた軽量鉄骨でシャッター付きの倉庫がありまして、その中にはいろんな資材とか、それから町の書類とかを保管しておったというところがございます。

それから費用面なんですけども、これは補償基準にのっとりまして、補償費全体で2,087万円程度あると。そのうちですね、取り壊し費用が538万8,000円、それ以外につきましては再構築の補償費、それから動産の移転、それから移転に伴います雑費ということで、補償費のほうがおりにあります。その中から580万円程度を使わせていただいて、まず撤去を行っていくということにしております。

○議長

山口君。

○6番

そんでだから、それはそれでいいですけど、その書類とか資材っていうことでしたけど、それを今度どっかへ移す新しい倉庫をどっかに設置するのかどう

か。その点はどうですか。

○議長

監理課長。

○監理課長

再構築っていうか、次のところまでというのは、ちょっと私のほうから答えできないんですけども、今あります分につきましては既存の町の倉庫等を使いまして、そちらのほうに一たん仮移転するということにしております。その後、庁舎の関係もありますので、建てるか否かということにつきましては総務のほうになるかと思うんですけども、よろしくお願ひします。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

今現在、あそこ、モータープールみたいな形になってるんですけども、それが20カ所ってあるんですけども、そこにそれぞれ各課のほうでいろんなものが入ってるんですけども、それについては一たんそれぞれの課のほうで分担して仮置きできるところは仮置きをして、一時期しのいでいくというふうなことで思っています。

で、今現在、まだ確定している話ではないんですけども、今後また御相談させていただくことになると思いますけども、菊美台のし尿処理場跡地の活用で、近鉄協議も含めてしている中で、そこを町の支所とかいうふうな形で近鉄負担も含めてしてもらいなという協議をしています。そこに倉庫を設置して、そこに最終的には、今年度末には結論づけて、大半のものについては保管していくというふうな方向で今現在検討しているところでございます。

○議長

山口君。

○6番

あと、この関係で、とりあえず入った金と出ていく金の残った分をほぼ基金に積み立てるといことなんですが、その基金なんですけどね、ことしの6月議会でいただいた基金の状況。これ、財政調整基金だけについて言いますけれども、23年度末見込みで1億9,759万7,000円、これが6月議会で補正予算と一緒に出された見込みですよ。で、今回の補正で出された財政調整基金については、23年度末の現在高見込額1,872万7,000円。1億8,000万円ほど違ってきますけれども、これはどういうことですか。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

基金につきましては、これはあくまで予算措置上の形で毎回補正のたびに示して思うんですけども、最終的に23年度の決算を打ったときに、予算額が大幅に変わっていたというふうなことになると思いますので、今現在、その23年度決算を踏まえた形でいきますと、今回お示しさせてもらったものが基金の積立額となってくるというふうなことでございます。23年度末の現在の見込額も含めて、現時点での数字でございます。

それと、議長、もう1点よろしいですか。

先ほどの件で、災害復旧費の件ですけども、交付税算入につきましては、補助分につきましては100%つくんですけども、単独分につきましては50%が交付税算入されるということで御理解願います。

○議長

森田君。

○4番

先ほどの総務費の中の倉庫の撤去のことなんですけども、やはり撤去する規模はきっちり説明していただかないとですね、どれぐらいの規模を撤去してですね、移転補償を組合からいただくということになるかと思えます。

その1点とですね、今、移転先がまだ決まってないと、候補はあるんだからというんですけど、こんな無駄なことは、1回どっか持って行ってまた移すということですから、一般的にこういうことは避けていただきたいというふうに思うんですよね。もっと計画性を持って進めていただきたいということ。それはお願いだけしておきます。

○議長

はい、監理課長。

○監理課長

倉庫の規模ということなんですけども、軽量鉄骨づくりのスレートぶきの平屋建てでございますので、面積にいたしまして341.6平米、坪に直しまして約103坪ということでございます。形状といたしましては、先ほど申しましたようにシャッターの入り口がありまして、旧来はたぶん車庫で使われてたと思うんですけども、そういう構造のやつを倉庫として使っていたということでございます。

○議長

森田君。

○4番

災害復旧費のことですけども、2回にわたって被災したということなんです

けど、当時の気象状況わかりましたら、どういう状況だったのか。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

降雨の状況でございますが、まずは6月21日から22日、これは主に4号台風での集中豪雨ということでございます。時間帯がですね、6月21日の午前4時から翌6月22日の午前4時までで、24時間雨量で140ミリという記録をされております。ちなみに、6月22日の午前1時から午前2時までの1時間雨量が26ミリでございます。

続きまして、7月6日から7日にかけての梅雨前線豪雨、これがですね、7月6日の午後12時から翌7日の午後12時までの24時間雨量で91ミリを記録しております。集中した時間帯につきましては、7月7日午前3時から午前4時までの間、この時間帯が32ミリの記録をしております、これにつきましては梅雨前線豪雨と。この2回の集中豪雨により被災したということでございます。

○議長

森田君。

○4番

それとですね、私も被災したところを何か所か見たわけなんですけども、御説明ではですね、民間の山林とか民間の住宅も町で補修することになってるといふ説明なんです。これ、やるということだと思ふんですね。民間の擁壁、山林も何か補修するようなことになってたんですけども、どんな基準であれば公的な復旧対象になるのか、その辺わかりましたらお教えいただけませんか。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

ちょっと説明が言葉足らずだったかなと思いますけども、あくまでも民間の復旧につきましては民間の方にやっていただくというのが原則でございます。したがって、あくまでも今回措置をさせていただいてる分につきましては、大きな規模のもんでいきますと、例えば単独工事のナンバー4、これなんかは民間の石積みが道路から宅地の宅盤まで7メートル以上の石積みが積まれておりまして、それが侵食されて道路に崩壊したと。町としましては、この道路の機能を回復させるために道路に堆積した土砂並びに石につきましては早急に撤去させていただいたと、その後につきましては民間の方で自力復旧をさせていただくと。ただ、技術的なサポート、また法的な部分の支援、そんな連絡調整

ですね、そんなことにつきましては、できるだけ行政としてやれることはやっていきたいと、このように考えているところでございます。

○議 長

森田君。

○4 番

そうすると、例えば石垣が崩れた場合、道路を復旧するための費用は町が負担、町なり公的な負担だと。石垣の構築については民間の方がされるという理解でよろしいのでしょうかということと、信貴畑ですね、土砂条例違反で逮捕者も出しましたところが、非常に過去に危険だという話になったんです。そのところの被害は出てないのでしょうか。

○議 長

経済建設課長。

○経済建設課長

あくまでも自然災害であるということでございまして、民間の方の持ち物が管理の不行き届き等で崩壊しそうな状況にもかかわらず放置をされたということであれば、若干その話は変わるかなと思いますけども、あくまで自然災害ということで道路に崩壊したということでありますので、行政側のほうで撤去をさせていただくと。あくまでも民間の持ち物につきましては民間の方の費用で復旧いただくという、こういった原則で考えていきたいと思っております。

あと、もう1点でございますが、土砂条例違反の件でございます。一部ですね、その幹線道路、西山麓線ですね、に土砂が流れたという事実はございますが、大幅な土砂崩れ等は確認をされておられません。

以上です。

○議 長

山口君。

○6 番

さっき途中で終わったから、基金も含めてなんですけどね、もちろん決算で変わってくるっていうのはそのとおりなんですけど、5月の臨時議会のときに私の質問に対しては、単年度で8,000万程度、一般会計についてはですね、黒字になる見通しを持ってると。動くという話ももちろんされてましたから、そのことがけしからんというわけではないんです。その後、6月議会の初日、町長あいさつの中でですね、23年度については単年度で赤字になるという話。これは5月の出納閉鎖を受けての話ですから、まあそういうことですね。で、今さっき私言いましたように、基金のところの積み立ての見込額だけ見ても1億8,000万円の乖離がある。ということは、当然22年度の黒字が1億以

上あって、黒字がというか、単年度じゃなくって最終的に。で、その繰越金、で、一部年度途中で基金に積み立てたのがあったと思いますが、そういうふう  
に考えてくると、1億8,000万の乖離っていうのは、23年度単年度で見  
た場合に、5月出納閉鎖前に見込んでた見込みとですね、実際の決算打ってか  
らの見込みとこれだけの差があるということがほぼ言えるのではないかと思う  
んです。きちっとじゃないですけど。この辺はね、町長、あいさつで赤字にな  
って大変な状況なんだというふうにおっしゃったけれども、なぜそうなった  
かっていう説明は6月すぐでしたからまだできてなかったんだと思うんです  
が、もう1カ月以上たちますから、この際ですね、その辺の説明はほぼ分析も  
されてるだろうから、きちっと説明していただけますか。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

見込みの狂いっていうか違いっていうのは、確かにこの議場の場でも申し上げ  
ましたように、今おっしゃったようなこととございます。なぜそうなったか  
って分析なんですけども、ある程度できてるんですけども、これはちよっ  
と今、具体的な資料持ってきてないんですけども、9月議会で当然決算の説明  
をさせていただきますので、当然その辺についてはそのところで説明させてい  
ただきたいと思っておりますけれども、今ここで詳しくちょっと申し上げれるよう  
なデータ持ってないんですけども、主には起債の、いわゆる歳入、予算上の見込  
みと決算の見込みの違いがあったということが大きい要因であったというふう  
に考えております。今日、今時点におきましては、ちょっとそのぐらいにさせ  
ていただきたいと思います。詳しくはまた、9月の決算議会のときに詳細を説  
明させていただきたいと思います。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより、議案第47号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きますして

日程第5 議案第48号 平群町公共下水道11・12号幹線工事の請負契約の締結について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第48号 提案理由説明

○議 長

これより、本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4 番

図面を見せていただいていますね、樁台処理場から新樁木橋までは急な道路だと思うんですよね。添付資料ではですね、推進工と開削工は書かれてるんですけども、推進工の箇所はどこからどこなのか、それはきっちり教えていただかないと安全上の問題がございますので、それはぜひとも教えて示していただきたい。

あわせてですね、管路は櫛原川をくぐるんですか、橋の横に取りつけるんですか。その辺のこと、御説明いただけませんかでしょうか。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

ただいまの御質問ですが、推進工につきましては、すみません、大きく4カ所に分かれておりました。まず、上流側の樁台会館からおりてきましてですね、新樁木橋を渡ってすぐですね、平群の北駐在所の下の道路で20メートルほどの推進工がございます。しばらくまた30メートル余り開削工がございまして、

ちょうど緑ヶ丘ショッピングセンターの前の大きな三差路、一方は緑ヶ丘の自治会のほうに延びていくメインの道、その前後についてですね、この三差路について70メートル余りの推進工があります。それからまた下ること、櫟原小橋の手前に40メートルほどの推進工があります。で、最終的に元山上口の駅、この軌道を越えるためにですね、線路の下、駅前広場から県の竜田川幹線の投入点までの間48メートルほどの推進工がございます。

で、河川を渡る橋についてですが、それぞれすべての橋にですね、下水管を添架すると。ですから、川底を抜くという工法は今回は使用しません。橋にかけるということがございます。3本の橋がありまして、新椿木橋、櫟原小橋、櫟原橋、それぞれポリエチレン管によるですね、橋の横にかけるなりで、また自然流下できないところについては、櫟原小橋と櫟原橋につきましては、マンホールポンプによる圧送管ということで予定しております。

○議 長

森田君。

○4 番

ということは、交通に支障があるところは推進工法でやるという理解でよろしいでしょうかということと、もう一つはお願いごとなんですけどね、私はわかるんですけども、どちら方向流れるか、やはり図示をやっぱりきっちりしていただきたいと思うんですよね。報告のどこの書類はどちらかに、一般的に言う元山上口駅のほうに流れると思うんですけども、やはりもう少しわかりやすく、矢印でもその部分は書いていただきたいというふうに思います。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

推進工法につきましては、今、少しおっしゃったように、交通上支障があるというところについてと、それと、どうしても管路勾配上、道路からかなり深くなる部分、こういったものについては推進工法で計画しております。位置図の流下方向の矢印につきましては、今後下水道工事等についてはおっしゃるとおりでございますので、今後はそういった形で位置図をつけさせていただきたいと存じます。

○議 長

ほかにございませんか。山口君。

○6 番

これ、樁台のコミプラを公共下水道につなぐという工事なんですけれども、これをつなぐのは樁台の、要するに自治会の人たちの分だけですか。元山上の

県の幹線流域までいくまでの間にですね、枝もつけてるぐらいだから、この間にある民家についてはですね、接続するということなのかどうか。で、緑ヶ丘の本線のほうへちょっと入ってるのも、ここに浄水場が、緑ヶ丘のありますが、この辺については、その辺はどのようになっているのか。その辺の説明もしていただけますか。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

幹線の沿線沿いの民家につきましては、基本的には接続が可能な状態に工事を完了させていきたいと考えております。で、緑ヶ丘に入る部分につきましては、今回図示させていただいてるところまでなんですが、この上流側につきましてはですね、平成25年度以降必要な管路の建設をやっていきたいと考えております。緑ヶ丘につきましては、現状で集合処理の浄化槽が設置されておりますので、それに導水される既存の下水管について、使える部分は使いながら各汚水処理場、合計で緑ヶ丘につきましては5カ所ございますので、それぞれを連絡するような管路については新設をしなければいけない部分がございますので、そこら辺は25年以降設置していきたいと。この、今回の幹線工事につきましては、沿線のみならず、緑ヶ丘、樺台、あるいは将来的には櫛原方向も含めてですね、ここに流入されるという幹線でございます。

以上です。

○議長

山口君。

○6番

ちょっと細かく聞きますが、櫛原橋の上流側で、これ、道が広いということと二つに、両側を管がいくということになってますね。これは、下の1本だけじゃ、要するに道路から、元バス転回所のところ周辺の民家にですね、つなげないということでこういうふうになっているのかどうか。

それと、ここにつなぐんだったらこっち側にフローラル西向っていうのがありますよね、30戸ぐらい建ってるのかな。ここもついでに管を入れればいいんじゃないかというふうに素朴に思うんですが、その点はどうなんですか。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

まず、そのフローラル西向の向かい側ですね。ちょうど道がかなり広がっておりますので、両側の宅地から幹線部分に道路を横断するような形で取付

管をすべて設置するということになる、当然、そのたびに道路を通行どめしなければいけないということになりますので、この部分は議員おっしゃるように道路幅員もかなり広いということも含めて、この図面で言いますと北側の路線については、いわゆるサービス管的な扱いで一定何軒かの家を集合させて櫛原橋の手前で接続すると。

それと、その向かい側のフローラル西向につきましては、幹線に直接影響しないということで、将来的にこの団地内を整備していくというふうに考えております。このフローラル西向についてはですね、今回の工事で幹線部分から流入できる形での整備までを行うと。団地内の整備については今後やらせていただくということでございます。

○議 長

山口君。

○6 番

後から、議案としては上がってませんが下水工事でいろいろある、契約締結の報告が出てますけれども、それとも関連するんですけどね、今サービス管っておっしゃったけれども、もちろんね、その延長線上にあるところをできるだけ早く公共下水道につなぐというのは非常に大事なことだっていうのはそのとおりなんです。ただね、今の話やったら、そのフローラルのほうだって30軒ぐらいもう建ってるわけでしょう、二十何軒建ってるわけでしょう。ほな、この際ここ一緒にやっといたらそんなに大きく変わらんのではないかと。わざわざ何で、あっちは何軒ですか、これで見たら6軒ぐらいですか、ほんでこっこの川の手前も入れれば7軒。いや、僕はその、今の道沿いにつながってるんなら、まあそらそれであれやけど、わざわざ線1本、本管引いてるというのであれば、なぜここだけそうするのかっていうの。あかんって言うてるんじゃないですよ。いいことなんです。いや、それやったらこっちもやったええんちゃうのというのが素朴な疑問。

いや例えば、光ヶ丘、これ知りませんでしたけども、光ヶ丘の、この今、工事やってますよね、既に。光ヶ丘を私はすべて集中浄化槽だと思ってたら、つながってない部分があるから、そこを今工事してるんでしょ。後から出てきますけど、もう既に工事始まっていますから、見てるとね。なら、もともと計画では、いや、私がこの間、議会で聞いてなかったんかどうかわからんけど、もともと光ヶ丘の集中浄化槽に入る部分だけを、コミプラ分だけをつなぐっていう話やったのが、そうじゃなくなってる部分あるわけだ。あかんって言うてるんじゃないですよ。それはじゃあ、認可契約との関係でどうかという、まあそんなんはちゃんとしてるとは思いますが、そういうことができるのであれば、

この部分できるだけ早くですね、下水につなぐというのであれば、一緒にやったほうが工事費も安く済むんじゃないかということをおもうわけですよ。ほんで、元バス転回場のほうだけはわざわざ別にですね、管をつけて、こっちをなぜしないのかという素朴な疑問がありますけど、それはどういうことですかという、そういう質問です。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

一つはですね、フローラル西向側につきましては、この管渠はフローラル西向側につきまます。歩道がございまして、その歩道なりをですね、通るような計画になっておりますので、それについては、こちら側、フローラル西向側についてはですね、団地内を整備すれば当然接続が可能になる、今の工事の中でそういう状態まで持っていくと。で、その北側の何軒かございしますが、これはやはり今回の工事の中で、幹線にかかわるものですから、これをまた後ほどするということになるかと手戻り工事ということになりますので、今回一緒にやってしまうと。

それともう一つ、フローラル西向につきましては、比較的新しい団地でございますから、個別の浄化槽についても比較的まだまだ新しい、十分使用が可能であるということも含めてですね、今すぐに今回の工事でもどうしてもやらないといけないという状況では基本的にはないのかなと。優先順位を考えながらやっていくわけですが、今回このフローラル西向の団地内をしないと、例えば工事予算が手戻りになって余計な費用がかかるというような性格のものではございませんので、今回については、団地内の整備については幹線工事とは一緒にしないということで計画したということでございます。

○議長

山口君。

○6番

認可区域との関係で、この間、今光ヶ丘のほうも工事が始まるようですし、既に菊美台はつながったと聞きました。で、あと月見台、若葉台の工事も途中の工事やられてます。そういう沿線上にあるところはすべて枝管を入れていくという、道路横ですよ。例えば福貴団地だって、今工事やってるとこの横に家がかくっついてますから、そういうところは公共下水道にも、もちろん全部つながってからの話ですけども、つなげるようになるということですか。で、認可区域では、それは既にそういうところも全部認可区域に入れてあるんですか。その点だけ確認させてください。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

工事を実施する範囲につきましては認可区域に編入しております。で、いろいろ地形も変わりますし状況も違いますから、一定幹線工事をする中で、先ほども申し上げたように、その沿線のですね、家屋を下水に編入する際に改めてまた工事が必要になってくると、あるいは手戻りになってくる、また何回も通行規制をしなければいけないというようなことはできるだけ避けたいと存じますので、できるときには一定沿線も含めて接続が可能な状態にまで工事をする。ただ、その供用開始の告示をですね、いつの段階でするかということにつきましては、それぞれその家屋なりその地域の浄化槽なら浄化槽の老朽度合い等もありますし、一定その自治会内でもですね、部分的に供用開始するのがいいのか、あるいは全体整備が終わってからするのがいいのか、そこら辺も考えながら必要などころについてはですね、供用開始もしていきたいというふうに考えております。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより、議案第48号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

以上で本臨時議会に付議された件について全部終了いたしましたので、これをもって会議を閉じます。

町長、閉会に当たり、ごあいさつをお願いします。はい、町長。

○町 長

慎重な審議をいただきまして、二つの議案、可決いただきました。本当にありがとうございます。

9月の議会におきまして、また決算認定ございますけども、財政状況などにつきまして、また御説明させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。ありがとうございました。

○議 長

これをもって平成24年平群町議会第4回臨時会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午前11時00分)